

募集要項等に係る質問書に対する回答

■基本協定書(案)

No	資料名等	項目	該当箇所								質問	回答	
			頁	第	1	(1)	ア	(ア)	a				
1	基本協定書 (案) SPCあり	SPCの設立	1	3条		(3)						SPCの資本金は、提案書類に示された金額以上とする とありますが、提案書類に提示した資本金以上での SPC設立となった場合は合理的な理由をもってす れば可能であるとの認識で間違いはないでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	基本協定書 (案) SPCあり	事業契約	3	6条	2							基本協定締結後に貴市の責めに帰すべき事由によ り事業関連契約の全部又は一部が締結に至らな かった場合、既に貴市が本プロジェクトの準備に関 して支出した費用については貴市の負担になるほか、 既に本プロジェクト民間事業者が本プロジェクトの準 備に関して支出した費用についても合理的な範囲に おいて貴市が負担する規定に修正していただけませ んでしょうか。	原案のとおりとします。
3	基本協定書 (案) SPCあり	事業契約	3	6条	6							乙は違約金を本市に支払う義務を連帯して負担とあ りますが、連帯して負担はコンソーシアムとして大変 重い規定であるため、「帰責企業」が負担する建付と して頂けませんでしょうか。	協力企業を除く、構成員のみを対象とすること で修正します。
4	基本協定書 (案) SPCあり	事業契約	5	6条	8							事業者又は構成企業等に対し契約金額の10分の2 または10分の3相当額を賠償金として請求するものと 記載があります。「事業者」の表記を削除し、10分の1 に変更して頂くようお願いいたします。 (「事業者」の記載によって、構成企業等のみなら ず、SPCとしての負担も考慮せざるを得ないため、参 画希望の企業(特に中小企業)にとっては大きなリス クになります。また、10分の2、10分の3という比率は 過大であり、本事業への参加意欲を阻害する要因に なるものと考えます。)	10分の1に変更します。
5	基本協定書 (案) SPCあり	事業契約	5	6条	8							賠償金の金額がサービス対価A及びサービス対価B の元本額の合計の10分の2と他案件と比較し高額な 設定になっておりますので、サービス対価A及びサー ビス対価Bの元本合計の10分の1に変更頂けないで しょうか。	No.5の回答をご参照ください。
6	基本協定書 (案) SPCあり	事業契約	5	6条	9							賠償金の金額がサービス対価A及びサービス対価B の元本額の合計の10分の3と他案件と比較し高額な 設定になっておりますので、サービス対価A及びサー ビス対価Bの元本合計の10分の1に変更頂けないで しょうか。	No.5の回答をご参照ください。
7	基本協定書 (案) SPCあり	事業契約	5	6条	12							乙は違約金及び賠償金を連帯して甲に支払わなけ ればならないとありますが、連帯して負担はコンソー シアムとして大変重い規定であるため、「帰責企業」 が負担する建付として頂けませんでしょうか。	当該部分の連帯責任は、構成員のみに限定 することとします。
8	基本協定書 (案) SPCあり	事業契約締結 不調の場合に おける処理	6	8条								「甲及び乙のいずれの責めに帰すことができない事 由」とは、例えばどのような事態を想定されているか ご教示ください。	大規模災害等、通常の見え可能な範囲外の 事態を想定しています。